

わからない通知表と「いきいきスクール」

—「新しい学力観」をどうみるか—

一、わかりにくい通知表

次頁の表は、長岡市のある小学校の本年度（一九九六年度）通知表の一部です。「学習の記録」欄「算数」の例ですが、四つの項目についてそれぞれ「評価の観点」が示されています。これらの観点から、「到達の

様子をみたとき、満足できる状況にあるもの、個人としてよく努力しその成果や進歩の著しいもの」について「評価」欄に○・○・△がつきます。（各教科の総合「評定」は、一～一年生は記入せず、三～六年生は三段階相対評価も加味した絶対評価）。

実はこの通知表は、四年前（一九九二年）に長岡市教育委員会の委嘱を受けた小学校通知表作成委員会（市の教頭会）がつくったものですが、その後何の修

正もされずそのまま使われているのです。当時すでに、「親はこの通知表を受け取っても、自分の子どもの何が○なのか、まして△印だったら具体的に何に努力させればよいのかなどわからない……通知表本来の意味がまったく失われている」など、疑問や批判が出ました。

四年前のこの年には、県内のおおかたの小学校が一斉に通知表の様式を変えていました。そのとき研究所では、県内二十二小学校の通知表を入手し、通知表がなぜ、どのように変えられたのか分析・検討しました。「…略…本年度から新しい学習指導要領が全面実施されました。この度の学習指導要領は、21世紀に向け、社会の変化に主体的に対応できる能力を育成することを目指しております。…つまり、単に知識や技能を獲得することだけでなく、自ら学ぶ意欲を持ち、自ら



わからない通知表と「いきいきスクール」

算 数	算数への関心・意欲・態度	数理的な事象に関心をもつとともに、数理的な処理のよさが分かり、日常の事象の考察に進んでいこうとする。				
	数学的な考え方	数量や図形についての基礎的な知識と技能の習得や活用を通して、数学的な考え方の基礎を身に付け、見通しをもち筋道を立てて考える。				
	数量や図形についての表現・処理	数量や図形についての表現や処理にかかる技能を身に付けている。				
	数量や図形についての知識・理解	数量や図形についての概念、性質などについて理解している。				

判断し、行動できる力を育てる
ことを大切にしています。これは『新しい学力観』といわれて
います……当校ではこの新しい
学力観に立ち、子供一人一人が
自分らしさを発揮し、進んで考
え、判断し、その自分の考えに
基づいて試行しながら、豊かに
育つ過程や姿を見守り、必要に
応じて適切に援助していくこと
を心掛けて指導してまいりたい
と考えております……」

これは西蒲原郡のある小学校
が、九二年の一学期末に家庭に
配った学校だよりの一節です。
通知表をなぜ変えるのかという
根拠を右のように説明し、した
がって「各学期末にお渡しする
通知表についても、この新しい
学力観に立つ考え方を取り入れ
た」と述べています。

それでも長岡市の通知表

の表現はあまりにも難解です。この通知表の項目は、元文部省初等中等教育局長奥田氏の編による『小学校新しい評価観と指導要録記入の実際』（教育出版・一九九一）という本の、「観点別学習状況評価のための参考資料」をほとんどそっくり転用したものでした。長岡市の例ほどではないにしても、研究所が収集した通知表の中には指導要録にある「観点」と県教育委員会が作成した「指導要録記入の手引き」をそのまま引き写したと思われる抽象的な表現のものが少なからずありました。

もともと通知表は、その形式や内容が法的に定められた公簿ではありません。学校における子ども們の學習の状況や成果、社会的あるいは情緒的な発達の状況等を保護者に知らせ、親と学校が協力して、子どもの成長・発達を実りあるものにするという目的で、学校が独自に作成するものです。このことについては文部省も通達で、「(通信簿は)その目的に即して、学校において適宜に作成される書類であるから、指導要録の様式や記載方法等をそのまま転用することは適當ではない」（文部省『小学校中学校指導要録の改訂について』一九七一・一・二七）と明示しています。ですから九二年度以前は、県内のおおいたの小学校では、親たちにもわかり、また子どもたちを励ます通知表になるよ

うに学年間で討議を重ねて、例えば「人物の気持ちや場面の情景または内容の要点などを確かに読みとることができる」（国語）／「2けた÷1けたのわり算ができる」（算数）というような具体的な観点を掲げて評価する通知表をそれぞれ独自に作成していました。なのにはどうして、一九九二年度から県下の小学校が一斉に通知表の様式を変え、また、長岡市の例にみられるようなわかりにくい通知表が出現したのでしょうか。

二、学習指導要領と「新しい学力観」

最初に引用した「学校だより」にもありましたように、「改訂」された学習指導要領が一九九一年四月から、小学校で完全実施されました（中学校は九三年四月から）。指導要領の総則には、小・中・高校とも共通に、

「学校の教育活動を進めるに当たっては、自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる能力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を生かす教育の充実に努めなければならない」と述べられています。これは旧学習指導要領にはなかった文言で、ここに新学習指導要領の理念の中心があるとされ、文部省は「新しい学力観」といっています。

一九九二年十月に文部省は、東部地区（岩手県）、中部地区（滋賀県）、西部地区（香川県）の三ブロックに分けて、小学校教育課程運営改善講座というのを開いていますが、そのときの「講座資料」のなかに次のような文言があります。

「新しい学力観に立つ学習指導は、子供が自ら考え主体的に判断し、表現できる資質や能力の育成を基礎的・基本的な内容の中核をなすものとしてとらえ……」「基礎的・基本的な内容については、これまでは……指導する必要がある一定の知識や技能を中心としたものであるととらえる考え方が強かつたが……これから

の教育においては、基礎的・基本的な内容は、新しい学力観に立ち、学習指導要領に示している『目標』の体系の中に統合された『内容』としてとらえ……基礎的・基本的な内容は弾力性や多様性のあるものとしてとらえることが不可欠である」

「個に応じた指導を基本にして（学習活動が）展開されなければならない……（個に応じた指導は）これまでの一定の知識や技能を共通的に身に付けるようにするための個人差に応じた指導とは、学習形態などの外形は同じようにみえても、質的には異なるものと考えることが大切である」

端的にいえば、学習指導要領に盛られた基礎的・基



わからない通知表と「いきいきスクール」

本的内容を子どもたち皆が共通に習得すべき内容とは考えず、子ども一人ひとり習得の度合いが違っていてよいのです。つまり、わからなければそれも個性だから無理して教える必要はないということでしょう。

ちなみに学習指導要領は、小・中学校とも、従来の指導要領が総則に記してきた「学習の遅れがちな児童（生徒）」への適切な指導を行うこと、という字句をそつくり欠落させています。

なお、「新しい学力観」の詳細は、にいがた県民教育研究所の機関誌『にいがたの教育情報』35（一九九三年八月）所載・八木三勇「妖怪のような『新学力観』」を参照ください。

ところで、文部省はこの学力観に立つ教育の実践に役立つようにと、子どもの学習や行動の状況を記録する表簿——指導要録の様式も改定しました。改定の大きな特徴のひとつは、「学習の記録」欄の「評定」と「観点別学習状況」「所見」の意味合いで、従来は各教科ごとの「評定」があつて、「観点別学習状況」と「所見」はそれを補完するものとされていましたが、新しい要録では逆に、「観点別学習状況」を前面に出し、これを評価の基本に据えて「評定」と「所見」を併用するものと変えました。また、一～二年生では

「評定」を付けず、三～六年生の「評定」は三段階絶対評価で記入するとしています。

もうひとつ大きな特徴は、学習状況を見る「観点」を各教科とも「関心・意欲・態度」「考え方」「技能」「知識・理解」の順に設定していることです（従来のものとは順序が逆転している）。文部省筋の解説（前掲『小学校新しい評価観と指導要録記入の実際』）によれば、評価の際の観点項目をこのように配列したことは、つまり「関心・意欲・態度」を観点項目の最初に掲げたことで、子どもたちの「関心」や「意欲」を土台にして学習が進展し、「自ら学ぶ意欲」や「思考力・判断力」などの能力を伸ばすという「新しい学力観」が示されたのだとしています。

通知表が一斉に変えられたのは、新しくなった指導要録にその様式を合わせるためでした。事実、研究所が入手した範囲の通知表をみるとかぎり、一、二の例外を除けば、たとい観点を示す項目の表現にいろいろ工夫が凝らされたとしても、結局は新指導要録の様式の引き写しになってしまっています。

三、「いきいきスクール」と「新しい学力観」

県教育委員会は、一九九六（平成八）年度をスター

トとし、一〇〇〇（平成十二）年度を目標年度とする第七次総合教育計画を策定しました。この計画は、「個性と創造性を發揮できる心豊かな人間の育成」をめざす「二十一世紀に向けての県教育行政の方向と施策」とあるとされ、「心をはぐくむ、いきいき新潟教育プラン」というキャッチフレーズが付けられています。このプランは、基本構想の下に「生涯学習の推進」「学校教育の充実」「社会教育・文化・スポーツの振興」の三つの部門の振興計画からなっています。基本的に昨年度までの第六次総合教育計画（一九九二～九五年度）の構想を引き継いだものだといえますが、このなかの「学校教育の充実」という部門で「いきいきスクール・ステップアップ」運動というプロジェクトが提唱されています。「各学校の教育課題の解決を図り、魅力と充実感あふれる学校づくりが推進されるよう、いきいきスクール・ステップアップ運動を推進する」というものです。“ステップアップ”（向上＝程度や度合いをだんだん上げる意）とあるのは、これまでの「いきいきスクール」運動をもう一段レベルアップしてすすめるということでしょう。

「いきいきスクール」というのは、第六次総合教育計画で、「いきいき学べる学校教育の充実」を図るためのプロジェクトの目玉として構想されました。県下

約一、一〇〇の小・中・高校および障害児校のほぼ四分の一ずつを逐年で指定し、該当校には年間学級数かける六万円の事業費を三か年間継続配当して、プロジェクトをすすめるというプランです。このプロジェクト推進の具体的な段取りについて県教委は、「児童・生徒が一人一人皆個性があり皆違うように、学校もまたそれぞれの地域性や伝統を有している……その学校の児童・生徒を見据えたとき、学校の固有の教育課題が見えてくる……各学校が現状分析に基づいて解決すべき課題の抽出を行い、その解決に向けて教職員一人一人が課題解決の役割を明確にするなど、学校が一丸となり……教職員の活力を組織化して全校を挙げて教育課題に取り組む」（「いきいきスクール・プロジェクト・ハンドブック」＝県教委編『新潟県教育月報』一九九年十一月号、この号全教員に無償配布）ものと述べています。

学校が「それぞれの地域性や伝統」を持ち、「それぞれの教育課題」を抱えているとは、至極当然のことです。しかし今の学校に、それぞれの地域に即して自主品牌にそれぞれの教育課題に立ち向かえるような条件はあるのでしょうか。現実には、改定の度に子どもたちの学習負担を増大させてきた学習指導要領が法的拘束性ありとして立ちふさがり、また指導要領をそのま



わからない通知表と「いきいきスクール」

まにしての学校週五日制の導入で、学校の自由裁量による教育活動の入り込む余地などないのです。

現学習指導要領が小学校で全面実施された一九九一年、岐阜県教職員組合が組合員を対象に行つたアンケート調査では、八割近くの教員が「授業の進度が遅れて困っている」と答えています。特に低学年では「子どもの理解、学習内容の定着が従来より悪い」という答えが、国語で六七%、算数で八〇%も占めたといふますが（『赤旗』92・10・6）、こうした状況は新潟県でも例外ではないでしょう。「自校の教育課題の解決を目指し、自然や地域の特色などを生かした創意あふれる教育活動を推進する」（第七次計画）ためには、学習指導要領の改訂を答申した教育課程審議会の「答申」（87・12・24）前文と、それに基づいて改訂された学習指導要領「総則」で用いられている語句をそっくり使って（傍線の語句）教育課題の方向付けをしています。「いきいきスクール」は、新学習指導要領＝新学力観をより徹底させようというプロジェクトに他なりません。

おいては、生涯学習の基礎を培い、社会の変化に主体的に対応できる能力を育成するため、基礎的・基本的な内容を確実に習得させ、学力の向上を図る学習指導の改善が重要である……児童・生徒の自ら学ぶ意欲を高め、主体的な学習の仕方を身に付けさせるよう児童・生徒の興味・関心、能力や適性などを十分把握し、個に応じる指導を工夫するなど学習指導の改善を一層推進する必要がある」（傍線は筆者）と、学習指導要領の改訂を答申した教育課程審議会の「答申」（87・12・24）前文と、それに基づいて改訂された学習指導要領「総則」で用いられている語句をそっくり使って（傍線の語句）教育課題の方向付けをしています。「いきいきスクール」は、新学習指導要領＝新学力観をより徹底させようというプロジェクトに他なりません。

（片岡 弘）

